

市町村立学校職員の自己啓発等休業の承認等に関する事務手続要領

(平成 20 年 3 月 31 日教育長決定)

(平成 28 年 4 月 1 日一部改正)

(令和元年 5 月 1 日一部改正)

(令和元年 5 月 31 日一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)

第 1 趣旨

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 43 条第 4 項に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する学校職員に係る地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認の申請その他の事務手続について、技術的基準を定めるものとする。

第 2 自己啓発等休業の承認

- 1 市町村教育委員会は、自己啓発等休業を希望する職員がいる場合には、当該職員が自己啓発等休業を始めようとする日の 2 か月前（自己啓発等休業を始めようとする日が 4 月 1 日から 4 月 30 日までのときは前年の 11 月末日）までに、自己啓発等休業希望調書（別記第 1 号様式）を所管の教育局長（市町村立高等学校の職員については、教職員局教職員課担当課長。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 市町村立小学校、中学校又は義務教育学校の職員に係る自己啓発等休業の場合で、当該自己啓発等休業の事由が次のいずれかに該当するときは、教育局長は当該事由による自己啓発等休業の承認の可否について教職員局教職員課担当課長に協議し、その結果を市町村教育委員会に通知するものとする。
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により、大学又は大学院に相当する教育を行うものと認められる課程を置く教育施設における課程の履修
 - (2) 外国の大学又は教育施設における課程の履修
 - (3) 国際貢献活動（独立行政法人国際協力機構が行う「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」を除く。）
- 3 自己啓発等休業の承認の申請をしようとする職員は、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 か月前までに自己啓発等休業承認申請書（別記第 2 号様式）を市町村教育委員会を経由して教育局長に提出しなければならない。
- 4 教育局長は、自己啓発等休業希望調書又は自己啓発等休業承認申請書の提出があった場合において、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により必要な証明書類の提出を求めることができる。
- 5 教育局長は、自己啓発等休業を承認したときは、当該職員に自己啓発等休業承認書（別記第 3 号様式）を交付する。

第3 自己啓発等休業の期間の延長の申請

第2の規定は、第2の2を除き、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。ただし、当該職員に対する通知は、自己啓発等休業延長承認通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

第4 自己啓発等休業の取消し

教育局長は、自己啓発等休業をしている職員が地方公務員法第26条の5第5項及び北海道職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第2号）第8条に定める取消事由に該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、当該職員に自己啓発等休業取消通知書（別記第5号様式）を交付する。

第5 自己啓発等休業をしている職員の職務復帰

自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第6 報告

1 職員は、北海道職員等の自己啓発休業等条例第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、自己啓発休業等状況変更届（別記第6号様式）により、市町村教育委員会を經由して教育局長に報告しなければならない。

2 第2の4の規定は前項の報告について準用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2関係）

自己啓発等休業希望調書

年 月 日

北海道教育委員会 様

学校名
職・氏名

1 予定している申請の内容

自己啓発等休業の承認 自己啓発等休業の期間の延長

2 申請を予定している自己啓発等休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 在職年数

年 月

4 自己啓発等休業の概要

大学等課程の履修

大学等の名称及び専攻コース名

国際貢献活動

国際貢献活動の国・地域

国際貢献活動の活動分野

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間

(2) (1)の内容に関する照会先

2 1に掲げる書類のほか、外国の大学での履修を予定している場合は、当該大学の格付け、評価その他当該大学の教育水準が分かる資料等を添付すること。

3 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第2号様式 (第2関係)

自己啓発等休業承認 (期間延長) 申請書

北海道教育委員会 様

学校名

職・氏名

自己啓発等休業の承認
次のとおり を申請します。
自己啓発等休業の期間の延長

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認 (2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長 (2及び4に記入)				
2 自己啓発等 休業の内容	大学 等 課 程 の 履 修	大学等の名称 (所在地)			
		課程 (修業年限)	()		
		修学の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	国 際 貢 献 活 動	活動組織			
		活動国・地域		活動分野	
		活 動 期 間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から	年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に承認され た自己啓発等 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備考					

市町村教育委員会の意見

- (注) 1 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 2 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 3 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
 4 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 5 該当する口にはレ印を記入すること。

別記第3号様式 (第2関係)

自己啓発等休業承認通知書

学 校 名
職・氏名

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5の規定に基づき、令和 年 月 日
から令和 年 月 日まで自己啓発等休業を承認する。

令和 年 月 日

北海道教育委員会

大学等の名称又は国際貢献活動の活動国・地域

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式 (第3関係)

自己啓発等休業延長承認通知書

学 校 名
職・氏名

自己啓発等休業の承認期間を、令和 年 月 日まで延長する。

令和 年 月 日

北海道教育委員会

大学等の名称又は国際貢献活動の活動国・地域

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第5号様式 (第4関係)

自己啓発等休業承認取消通知書

学 校 名
職・氏名

自己啓発等休業の承認は、令和 年 月 日をもってこれを取り消す。

令和 年 月 日

北海道教育委員会

大学等の名称又は国際貢献活動の活動国・地域

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式 (第5関係)

自己啓発等休業状況報告書

年 月 日

北海道教育委員会 様

学校名
職・氏名

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について報告します。

1 承認を受けた自己啓発等休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 報告の事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた
- 大学等課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていない
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている

3 上記の事由に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況

4 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休学及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。